建築基準法改正施行に伴う 既設昇降機等の判定結果のお知らせ

皆様方には日頃より昇降機等の維持管理に努めて頂き、厚く御礼申し上げます。

この度、建築基準法第12条の規定に基づく「定期報告」を実施した結果、『要是正(既存不適格)』の判定結果となりました。

これは、当該規定の施行以前にすでに設置されていた為で、法的には適用を強制されるものではございませんが、利用者の安全は設備の新旧を問わず確保しなければなりません。

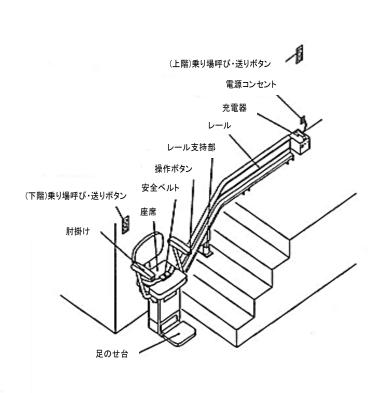
今回、下記事項が現行法令に照らして適合していない部分(既存不適格)となりますので、現行法令適合に向け改善のご検討をお願いいたします。 平成29年4月1日の建築基準法改正施行により、耐震関係等既存不適格の該当項目が大幅に拡充されました。

本年度 定期報告検査結果 既存不適格事項 【詳細は裏面の『既存不適格事項一覧表』をご参照ください。】

段差解消機

鉛直型段差解消機 かご囲い 乗り場の戸、 開き戸 かご操作盤 かごの戸 可動式手すり(遮断棒) かご床 渡し板 昇降路壁 立ち上がり(せき) 乗り場操作盤 ジャバラ 乗り場戸 (スカートガード) 可動式手すり(遮断棒) 斜行型段差解消機 乗り場操作盤 かご囲い かご操作盤 かごの戸 可動式手すり(遮断棒) ガイドレール ブラケット 渡し板 立ち上がり(車止め)

いす式階段昇降機



--_{般財団法人}神奈川県建築安全協会 昇降機部

■231-0004 横浜市中区元浜町3-21-2(ヘリオス関内ビル)
TEL 045-212-4519 FAX 045-212-3553

既 存 不 適 格 事 項 一 覧 表

◆ 検査結果表No.欄に示す番号は段差解消機、*印はいす式階段昇降機の検査項目の番号を示す。

検査 結果表No.	■検査項目 (検査事項)	指摘の具体的内容等 [既存存不適格事項]	■改善策の具体的内容等
1(4)	■駆動方式[油圧式以外] (主索の径の状況, 昇降路の模架材並びにかご及び釣合おもりに おける止め金具の取付けの状況)	a 主素(鎖)が(平 25 国告第 1047 号に)適合しない b 横架材、止め金具が(平 25 国告第 1047 号に)適合しない	■主素(鎖)が(平 25 国告第 1047 号に)適合するよう改善を要望します ■横架材、止め金具が(平 25 国告第 1047 号に)適合するよう改善を要望します
1(4)	基準法令(施行年月日):平25 国告第1047号(平成26年4月1 ■駆動方式[油圧式以外] (巻扇式における主衆の緩み検出装置の作動の状況、	日) C 巻胴式における主索(鎖)の緩み検出装置なし	■巻胴式における主索(鎖)の緩み検出装置の取付けを要望します
*1(10)	鎖の緩み検出装置の作動の状況)	d 鎖の緩み検出装置なし (*1(10)のみ対象) 月1日)、平12建告第1423号第2第七号(巻胴式)、平12建告第1423号	■鎖の緩み検出装置の取付けを要望します 第7第二号昭和34年1月1日)
* 1(9)	■駆動方式 (鎖の摩耗の状況) 基準法令(施行年月日):平 25 国告第 1047 号(平成 26 年 4 月 1	a 鎖が(平 25 国告第 1047 号に)適合しない	■鎖が(平 25 国告第 1047 号に)適合するよう改善を要望します
* 2(2)	■いす操作盤のボタン等及び操作レバー (作動の状況) 基準法令(施行年月日):平12 建告第1413号第1第十号イ、平:	2 操縦機がかごを停止させる状態に自動的に戻らない 2 建告第 1423 号第 7 第一号(平成 21 年 9 月 28 日)	■操縦機がかごを停止させる状態に自動的に戻る装置に改善を要望します
2(11)	■高圧ゴムホース (油漏れ及び損傷の状況(高圧ゴムホース))	る 高圧ゴムホースが(平 25 国告第 1047 号に)適合しない	■高圧ゴムホースが(平 25 国告第 1047 号に)適合するよう改善を要望します
2(12)	■圧力配管 (取付け状況)	a 圧力配管が(平 25 国告第 1047 号に)適合しない	■圧力配管が(平 25 国告第 1047 号に)適合するよう改善を要望します
2(14) 2(16)	■プランジャー (取付け状況)	3 プランジャーが(平 25 国告第 1047 号に)適合しない	■プランジャーが(平 25 国告第 1047 号に)適合するよう改善を要望します
2(17)	■シリンダー (取付け状況) ■主索又は鎖 (主索の径の状況(油圧式))	a シリンダーが(平 25 国告第 1047 号に)適合しない a 主素が(平 25 国告第 1047 号に)適合しない	■シリンダーが(平 25 国告第 1047 号に)適合するよう改善を要望します ■主索が(平 25 国告第 1047 号に)適合するよう改善を要望します
2(20)	■ 主来又は類 (主来の位の状況/油圧式/) ■ 主来又は鎖の取付部 (昇降路の機架材並びにかご及び釣合おもりにおける 止め金具の取付けの状況(油圧式))	■ 主系が(平 25 国占第 1047 号に)適合しない ■ 横架材、止め金具が(平 25 国告第 1047 号に)適合しない	■ 王糸が(〒 25 国告第 1047 号に) 過合するよう改善を要望します ■ 横架材、止め金具が(平 25 国告第 1047 号に) 適合するよう改善を要望します
	基準法令(施行年月日):平 25 国告第 1047 号(平成 26 年 4 月 1	目)	
2(21)	■主索又は鎖の緩み検出装置 (間接式エル ^ベ -ターにおける主索(鎖)の緩み検出装置の作動の状況)	2 主索(鎖)の緩み検出装置なし	■主素(鎖)の緩み検出装置の取付けを要望します
	基準法令(施行年月日):令第 129 条の 10 第 2 項(昭和 57 年 12 ■ガイドレール及びレールブラケット	月 1 日)、平 12 建第 1423 号第 6 第四号(昭和 34 年 1 月 1 日) 2 ガイドレール及びレールブラケットが(平 25 国告第 1047 号に)	■ガイドレール及びレールブラケットが(平 25 国告第 1047 号に)適合するよう
* 3(3)	■ カイトレール及びレールノラッツト (取付け状況) 基準法令(施行年月日): 平 25 国告第 1047 号第一号、第二号、第	適合しない	■ガイトレール及びレールノブリットが(平 25 国音第 1047 号に / 適音 9 のよう 改善を要望します
	全十八日 (加川十月日/・1 20日日 お 10日 (カーウ、オーウ、オーウ、オーウ、オーカ・カーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカー	a ロープガード等なし 又は 寸法が基準を満たしていない	■ロープガード等なし 又は 寸法が基準を満たすことを要望します
3(7)	■耐震対策 (駆動装置の耐震対策)	b 駆動装置の転倒及び移動防止なし	■駆動装置の転倒及び移動防止の改善を要望します
*1(16)	(機械室機器の転倒、移動防止対策、ロープガード等の状況)	C 制御器の転倒及び移動防止なし	■制御器の転倒及び移動防止の改善を要望します
*3(7)		▼マシンビームが(平 25 国告第 1047 号に)適合しない	■マシンビームが(平 25 国告第 1047 号に)適合するよう改善を要望します
		9条の8第1項(昭和56年6月1日)、平21国告第703号、平20国告第	
3(7) * 3(7)	■耐震対策 (ボイン・リーのたたりの体系 (空)) (ボイン・	d ガイドレールとのかかりが不足	■ガイドレールとのかかり代の改善を要望します
	(ガイドレールとのかかりの状況、突出物の状況) 甘海上今(佐行年日日)、今第120条の4第2百第二日、今第12	6 突出物への保護装置なし 9条の7第五号(昭和56年6月1日)、平20国告第1494号、平20国告第	■突出物への保護装置取付けの改善を要望します
	季学広り(施1) 年月日/: 市第 129 米の 4 第 3 項第三号、市第 12 ■かごの壁又は囲い、天井及び床	3 高さ65cm以上の丈夫な壁又は囲いがない(1 人乗り)	■高さ 65cm以上の丈夫な壁又は囲いを設けることを要望します
4(1)	(かごの構造及び設置の状況)	b 高さ 1m以上の丈夫な壁又は囲いがない(1 人乗り以外)	■高さ 1m以上の丈夫な壁又は囲いを設けることを要望します
	基準法令(施行年月日):平 12 建告第 1413 号第 1 第九号イ(1)(3	平成 21 年 9 月 28 日)	
	■かごの戸又は可動式の手すり	9 山 3 ロ に か ご の 豆 豆 け ゴ 熱 子 の エ ナ ロ が た い	■山3 ロに かつのうなけず新さのモナロの効果を無切します
4(2)	(かごの戸又は可動式の手すりの設置の状況)	a 出入口に、かごの戸又は可動式の手すりがない	■出入口に、かごの戸又は可動式の手すりの設置を要望します
	基準法令(施行年月日):平12建告第1413号第1第九号イ(2)(平成21年9月28日)		
4(3)	■かごの戸又は可動式の手すりのスイッチ	3 出入口に、かごの戸又は可動式の手すりのスイッチがない	■出入口に、かごの戸又は可動式の手すりのスイッチの設置を要望します
	(かごの戸又は可動式の手すりのスイッチの設置及び作動の状況)		
	基準法令(施行年月日):平12 建告第1413 号第1第九号ハ(平月	表 30 年 4 月 1 日)	
4(8)	■用途・積載量及び最大定員の標識 (用途、積載量及び最大定員の標識の設置及び表示の状況)	a 用途・積載量及び最大定員を明示した標識がない	■用途・積載量及び最大定員を明示した標識の取付けを要望します
	基準法令(施行年月日):平12 建告第1413 号第1第九号イ(3)(P成 30 年 4 月 1 日)	
4(9)	■車止め [車止めがある段差解消機のみ対象]		= + 1 t ~ th (// tr n 1 + 7 2 n th + 3 tr 1 + 1
	(車止めの取付けの状況)	る 車止めの機能が適切でない	■車止めの機能が適切になるよう改善を要望します
	基準法令(施行年月日):平12 建告第 1413 号第 1 第九号イ(1)(平成 30 年 4 月 1 日)		
4(10)	■かごの床先と出入口の床先との水平距離		
	(かごの床先と出入口の床先とのすき間の状況)	る 出入口の床先と かごの床先との距離(4cm を超える)	■出入口の床先と かごの床先との距離を 4cm 以下に改善を要望します
	[出入口床先とかご床先 4cm 以下]		
4(12)	基準法令(施行年月日):平 12 建告第 1413 号第 1 第九号ロ(2)(3 ■かごのガイドシュー等 (取付けの状況)	# 放 21 年 9 月 28 日) ② ガイドシュー等が(平 25 国告第 1047 号に)適合しない	■ガイドシュー等が(平 25 国告第 1047 号に)適合するよう改善を要望します
*1(13)	基準法令(施行年月日):平25 国告第1047 号第一号(平成26 年		■ルコレンユー ザルヤーム 凹口 カコロサイクに/ 避口するより以音で女主しよす
-,,	■乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチ		
5(2)	(乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチの作動の状況)	a 出入口に、乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチがない	■出入口に、乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチの設置を要望します
	基準法令(施行年月日):平12 建告第1413 号第1 第九号ハ(平成 30 年 4 月 1 日)		
5(5)	■乗り場の戸又は可動式の手すり	a 出入口に、乗り場の戸又は可動式の手すりがない	■出入口に、乗り場の戸又は可動式の手すりの設置を要望します
0(0)	(乗り場の戸又は可動式の手すりの構造及び設置の状況)	♥ 山八日に、木ヶ物の广スは円割丸の十9りかない	■山ハロに、木ソ物の广入は判別式のナッツの設置で安重しまり
5(8)	■昇降路側壁等の囲い (昇降路側壁等の囲いの構造及び設置の状況) 基準法会(旅行年日日)、平12 建失策1413 早第1第14号口(1)/3	② 壁囲いの構造等及び 挟まれ防止措置なし又は挟まれ時の停止装置なし エポット年 ○ 日 29 日)	■壁囲い(1.8m以上)の設置及び 挟まれ防止措置又は挟まれ時に昇降を停止する装置の設置を要望します
	基準法令(施行年月日):平12 建告第1413 号第1第九号ロ(1)(3 ■ガイドレール及びレールブラケット	平成 21 年 9 月 28 日) 2 ガイドレール及びレールブラケットが(平 25 国告第 1047 号に)	■ガイドレール及びレールブラケットが(平 25 国告第 1047 号に)適合するよう
5(9)	■ カイトレール 及びレールノフケット (取付けの状況) 基準法令(施行年月日): 平 25 国告第 1047 号第一号、第二号、第	適合しない	■カイトレール及びレールノフケットが(平 25 国告第 1047 号に)適合 9 るよう 改善を要望します
<u> </u>	エール D (1861) 〒 / D 日 / T T 20 日 日 オ 1047 5 第一 ち、ガーち、牙		